

借金や未払金、契約のことで悩んでいませんか？

お金の問題に関する相談会 を実施します



日時：12月11日(土) 午後1～4時
場所：聖籠町町民会館 第1、2会議室
申込み：聖籠町消費生活センター
0254-27-1958

通信

12月
vol.134

- 相談は無料です。
- その場で司法書士に債務整理を依頼できます。
- 臨床心理士による心の相談も受けられます。
- お金の問題は必ず解決できます。新年を迎える前に、一歩踏み出してみませんか？
- 通販のトラブルなど、消費生活全般の相談もお受けします。



☑ 役場町民課
消費生活センター
☎ 27-1958(直通)
※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

貴金属を買い取られた!

【事例】

「どんなものでもいいので衣類を売ってほしい」と電話がきたので承諾したが、自宅を訪ねてきた男性に「アクセサリや金貨は無いか」と急かされ、叔母の形見や亡夫からもらった指輪を出してしまった。男性は1200円と明細書を置いて貴金属を持ち帰ったが、とても後悔している。取り戻したい。(70代女性)

「見守り新鮮情報」より



売らないモノは見せないで!!

- 事前に買い取りの承諾を得ていない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘することは禁止されています。売るつもりがない貴金属などは見せず、売却を迫られてもきっぱり断りましょう。

- 無条件で契約を取り消せるクーリング・オフ制度が適用されず。売却しても契約書面を受け取ってから8日間は物品を手元に置いてよいと法律で定められているので、物品をその場で引き渡さず、冷静に考える時間をとりましょう。(そのことをきちんと説明してくれない事業者との売買は、やめておくのが無難でしょう。)
- かならず契約書を受け取り、事業者の所在地が実在するか、電話が繋がるか、確認しましょう。

10月相談受付状況

件数	主な相談内容
9件	ワンクリック請求、固定電話、フィッシング詐欺、借金、電力、電子タバコ